一般用加工食品を製造、加工、輸入、販売される食品関連事業者の皆様

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

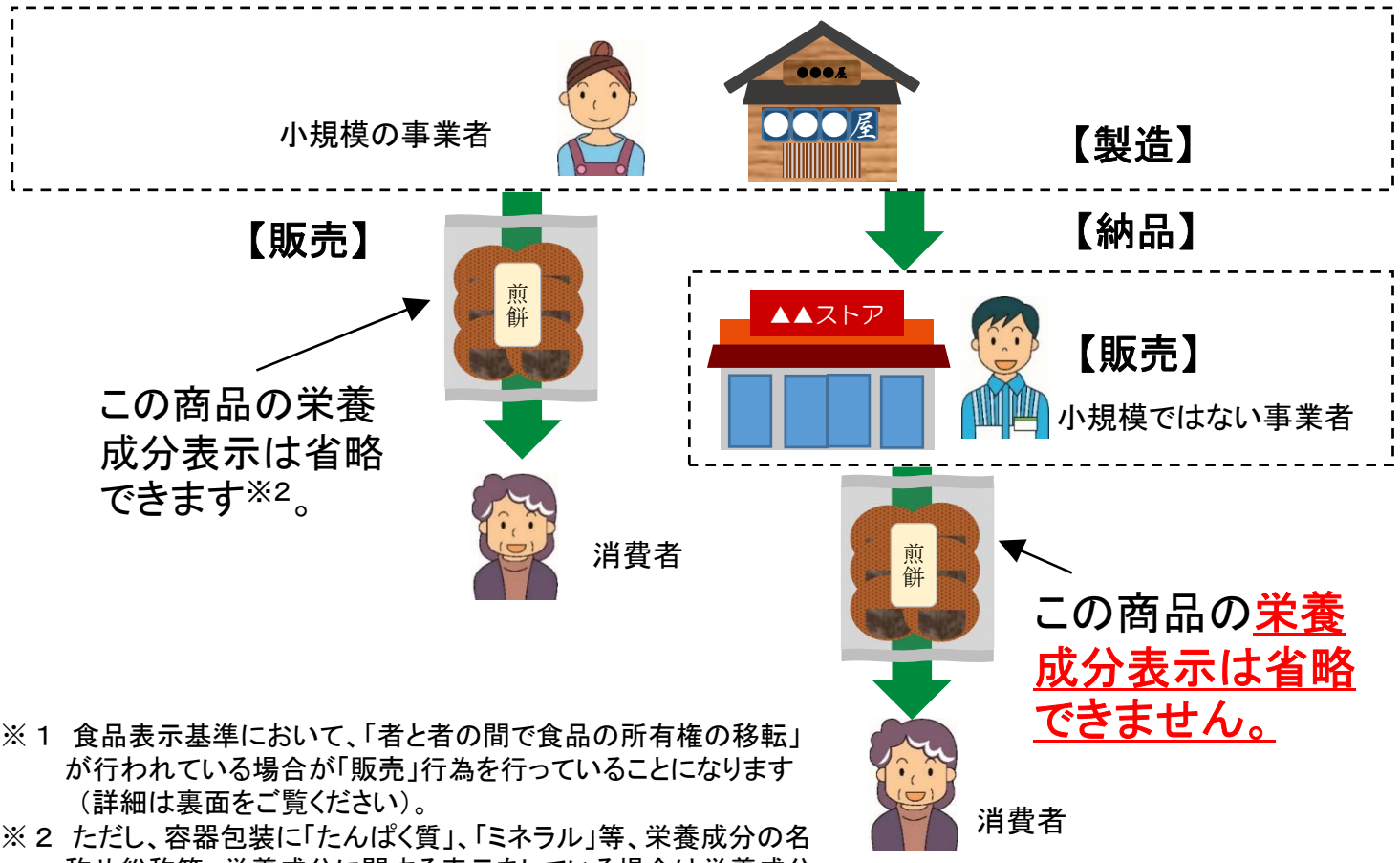
正しく理解していますか？

小規模の事業者における栄養成分表示の省略

- ○ 小規模の事業者が販売する※1食品は、栄養成分表示を省略することができます※2。
- ○ ただし、小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等販売する事業者が小規模ではない場合、その食品を販売するときには栄養成分表示が必要です。
- ○ この場合、必ずしも製造者（小規模の事業者）が栄養成分表示をする必要はなく、販売する者（スーパー等小規模ではない事業者）が表示をしても構いません。

ここでいう小規模の事業者とは、下記のいずれかに該当する場合です。

- 消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者
- 中小企業基本法に規定する小規模企業者※3



※１　食品表示基準において、「者と者の間で食品の所有権の移転」が行われている場合が「販売」行為を行っていることになります（詳細は裏面をご覧ください）。

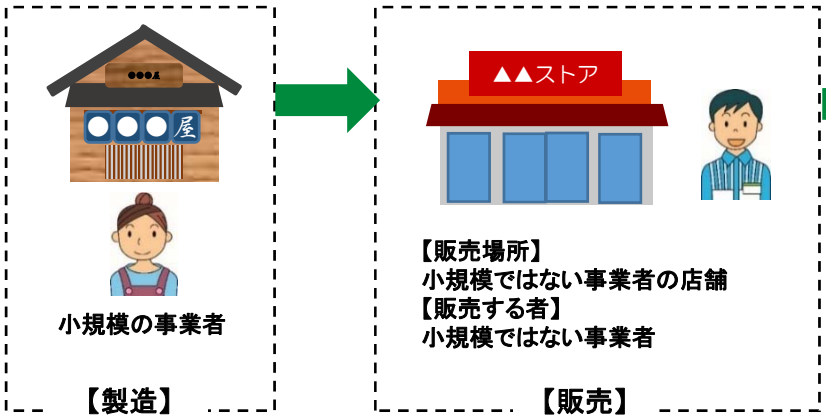
※２　ただし、容器包装に「たんぱく質」、「ミネラル」等、栄養成分の名称や総称等、栄養成分に関する表示をしている場合は栄養成分表示を省略できません。

※３　おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者。

○ 食品関連事業者は、一般用加工食品を「販売」する際に栄養成分表示を容器包装に表示しなければなりません。
○ 食品表示基準において、「販売」行為を行っているか否かは、「食品の所有権の移転」が行われるか否かで判断します。

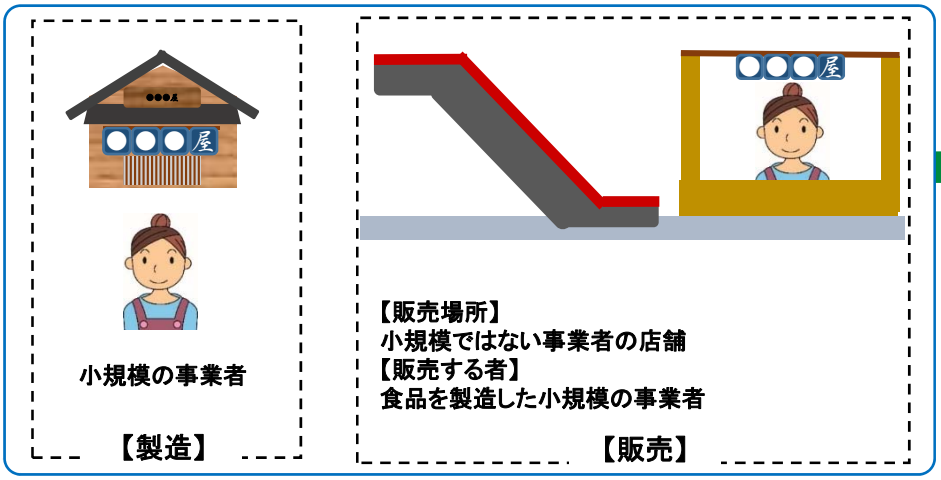
【例】 ➡ 所有権の移転

【例①】小規模の事業者が製造し、小規模ではない事業者が「販売」する場合



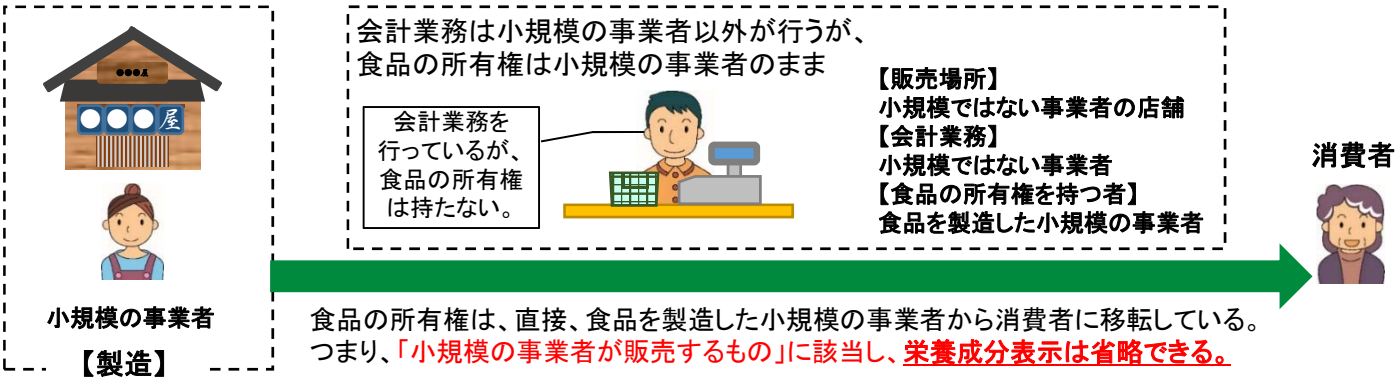
食品の所有権は、食品を製造した小規模の事業者から小規模ではない事業者に移転し、小規模ではない事業者から消費者へ移転している。
つまり、消費者への「販売」は、小規模ではない事業者が行っていることとなり、「小規模の事業者が販売するもの」には該当しないので、**栄養成分表示がないままこの食品を販売することはできない。**

【例②】小規模の事業者が製造し、小規模ではない事業者の場所を借りて、製造した小規模の事業者が「販売」する場合



食品の所有権は、直接、食品を製造した小規模の事業者から消費者に移転している。
つまり、「小規模の事業者が販売するもの」に該当し、**栄養成分表示は省略できる。**

【例③】小規模の事業者が製造し、所有権は製造した小規模の事業者のままで、小規模ではない事業者が会計業務を行う場合



食品の所有権は、直接、食品を製造した小規模の事業者から消費者に移転している。
つまり、「小規模の事業者が販売するもの」に該当し、**栄養成分表示は省略できる。**

お問合せ先

消費者庁食品表示企画課　東京都千代田区霞が関3-1-1　中央合同庁舎第4号館6階
03-3507-8800（代表）　https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/

【平成31年1月】